

## 浦安市規則第14号

### 浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成規則

#### (目的)

**第1条** この規則は、高齢者（70歳以上の者をいう。以下同じ。）に対し、交通系ＩＣカード（公共交通機関等を利用するためのカード又は当該カードと同様の機能を備えた情報通信機器で、電子的方法により利用可能金額が記録されるものをいう。以下同じ。）を利用するために負担する額（以下「ＩＣカード利用負担額」という。）の一部を助成し、外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (対象者)

**第2条** ＩＣカード利用負担額の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている高齢者のうち、公共交通機関等を利用するため交通系ＩＣカードを利用している者とする。ただし、浦安市障がい者等外出支援ＩＣカード利用負担助成規則（平成25年規則第15号）第2条に規定する対象者若しくは同一年度において同規則第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者又は同一年度において浦安市高齢者福祉乗車券の支給に関する規則（平成9年規則第30号）第3条の規定による支給を受けた者を除く。

#### (助成金の額)

**第3条** 助成金の額は、1の年度につき5,600円とする。

#### (申請及び決定)

**第4条** ＩＣカード利用負担額の助成を受けようとする者は、浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成申請書（別記第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、1の年度につき1回限りとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成決定・却下通知書

(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成決定の取消し及び助成金等の返還)

**第5条** 市長は、偽りその他不正の手段により助成の決定を受け、又は助成を受けた者があるときは、当該助成の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(申請手続の特例措置)

2 この規則の規定に基づく浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額の助成の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(浦安市障がい者等外出支援ICカード利用負担額助成規則の一部改正)

3 浦安市障がい者等外出支援ICカード利用負担額助成規則(平成25年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同一年度において浦安市高齢者福祉乗車券の支給に関する規則(平成9年規則第30号)第3条の規定による支給を受けた者又は同一年度において浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額助成規則(令和7年規則第14号)第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者を除く。

別 記

第1号様式（第4条第1項）

浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額の助成を受けたいので、浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象者	氏名	
	生年月日	年 月 日生
<input type="checkbox"/> 公共交通機関等を利用するため交通系ＩＣカードを利用している (該当する場合は、□に✓印をつけてください。)		

第2号様式（第4条第3項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額助成決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額の助成について、浦安市高齢者外出支援ICカード利用負担額助成規則第4条第3項の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

2 却下

(理由)

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。